

広島県告示第百六十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第六条第一項及び第八条第一項の規定によって、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成二十六年三月十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

所在地	広島県三原市深町地内				
土砂災害警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十四年政令第八十四号）で定める事項
土砂災害特別警戒区域	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示及び法第八条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十四年政令第八十四号）で定める事項
	深町（三三九）	急傾斜地の崩壊	深町（三三九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	深町（三三七）	急傾斜地の崩壊	深町（三三七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	深町（四八七九）	急傾斜地の崩壊	深町（四八七九）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	深町（四八七七）	急傾斜地の崩壊	深町（四八七七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	深町（九九五七）	急傾斜地の崩壊	深町（九九五七）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
	深町（九九五七―二）	急傾斜地の崩壊	深町（九九五七―二）	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

深町(一八 九〇―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり	深町(一八 九〇―一)	急傾斜地の 崩壊	次の図のとおり
忍川(五〇 〇七)	土石流	次の図のとおり	忍川(五〇 〇七)	土石流	次の図のとおり
中組四号川 (二五)	土石流	次の図のとおり	中組四号川 (二五)	土石流	次の図のとおり
中組三号川 (二四)	土石流	次の図のとおり	中組三号川 (二四)	土石流	次の図のとおり
中組二号川 (二三)	土石流	次の図のとおり	中組二号川 (二三)	土石流	次の図のとおり
中組一号川 (二二)	土石流	次の図のとおり	中組一号川 (二二)	土石流	次の図のとおり
小畠川(二 二)	土石流	次の図のとおり	小畠川(二 二)	土石流	次の図のとおり
東大谷川(一 九)	土石流	次の図のとおり	東大谷川(一 九)	土石流	次の図のとおり
中組五号川 (五〇〇六)	土石流	次の図のとおり	中組五号川 (五〇〇六)	土石流	次の図のとおり
藤井川支川 四(七八〇 〇)	土石流	次の図のとおり	藤井川支川 四(七八〇 〇)	土石流	次の図のとおり
大坪川(五 〇〇五)	土石流	次の図のとおり	大坪川(五 〇〇五)	土石流	次の図のとおり
藤井川支川 一(四二)	土石流	次の図のとおり	藤井川支川 一(四二)	土石流	次の図のとおり
藤井川支川 一(四一隣 一)	土石流	次の図のとおり	藤井川支川 一(四一隣 一)	土石流	次の図のとおり
藤井川支川 三(五〇〇 九)	土石流	次の図のとおり	藤井川支川 三(五〇〇 九)	土石流	次の図のとおり
藤井川支川 三(五〇〇 九隣一)	土石流	次の図のとおり	藤井川支川 三(五〇〇 九隣一)	土石流	次の図のとおり
綱掛川(一 八)	土石流	次の図のとおり	綱掛川(一 八)	土石流	次の図のとおり
藤井川支川 五(七八〇 二)	土石流	次の図のとおり	藤井川支川 五(七八〇 二)	土石流	次の図のとおり

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木局砂防課及び広島県東部建設事務所三原支所に備え置いて縦覧に供する。